

【表紙】

【提出書類】

半期報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成19年12月26日

【中間会計期間】

第7期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】

株式会社ジーエヌアイ

【英訳名】

G N I L t d .

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長兼CFO 鈴木 勘一郎

【本店の所在の場所】

東京都千代田区霞が関三丁目5番1号

【電話番号】

(03)3580局0751番

【事務連絡者氏名】

経営管理部部長 吉川 哲也

【最寄りの連絡場所】

東京都千代田区霞が関三丁目5番1号

【電話番号】

(03)3580局0751番

【事務連絡者氏名】

経営管理部部長 吉川 哲也

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (千円)	—	—	117,110	168,861	247,819
経常損失 (千円)	—	—	664,726	632,550	922,690
中間(当期)純損失 (千円)	—	—	663,296	604,226	933,845
純資産額 (千円)	—	—	3,070,197	1,990,848	2,984,654
総資産額 (千円)	—	—	3,441,277	2,397,631	3,361,820
1株当たり純資産額 (円)	—	—	43.31	38.48	47.75
1株当たり中間 (当期)純損失金額 (円)	—	—	10.60	13.81	16.64
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	89.2	83.0	86.5
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	△451,133	△561,430	△780,939
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	△497,444	△694,997	△186,191
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	772,254	2,183,278	1,854,391
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	—	—	2,109,161	1,394,170	2,284,672
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	—	—	128 (7)	89 (2)	111 (7)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 2 第7期中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しておりますので、それ以前については記載しておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間(当期)純損失であるため記載しておりません。
- 4 従業員数は、就業人員数を表示しております。
- 5 純資産額の算定にあたり、第6期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
会計期間	自 平成17年 4月 1 日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月 1 日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月 1 日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月 1 日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月 1 日 至 平成19年 3月31日
売上高 (千円)	—	—	35,246	65,446	103,975
経常損失 (千円)	—	—	611,889	424,684	893,275
中間(当期)純損失 (千円)	—	—	612,129	447,462	892,659
資本金 (千円)	—	—	2,821,608	1,487,108	2,407,608
発行済株式総数 (株)	—	—	70,881,831	51,731,831	60,881,831
純資産額 (千円)	—	—	3,279,436	2,115,225	3,063,565
総資産額 (千円)	—	—	3,588,309	2,327,328	3,317,477
1株当たり純資産額 (円)	—	—	46.27	40.89	50.32
1株当たり中間 (当期)純損失金額 (円)	—	—	9.78	10.21	15.91
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	91.4	90.9	92.3
従業員数 (人)	—	—	25	9	17

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第7期中間会計期間より中間財務諸表を作成しておりますので、それ以前については記載しておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間
(当期)純損失であるため記載しておりません。

4 従業員数は、就業人員数を表示しております。

5 純資産額の算定にあたり、第6期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準
第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第
8号)を適用しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、当社は、Shanghai Genomics, Inc. を100%子会社化するため、平成19年8月、持分の追加取得をしました。

(1) 持分取得の相手会社の名称

上海創業投資有限公司 (13.29%)

上海張江高科技園区開發股份有限公司 (9.97%)

(2) 取得する持分の取得価額

取得価額 477,874千円 (3,000万人民元)

(3) 支払資金の調達および支払方法

自己資金にて賄い、平成19年8月1日に一括で銀行口座に振り込みました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
全社	128 (7)
合計	128 (7)

- (注) 1 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含みます。)は、平均人員を()外数で記載しております。
2 従業員数は平成19年3月31日現在の111人から15%の増加となっておりますが、これは主に研究開発部門と管理部門を増強するための増員です。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(人)
25

- (注) 1 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。)を記載しております。
2 従業員数は平成19年3月31日現在の17人から47%の増加となっておりますが、これは主に研究開発部門と管理部門を増強するための増員です。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係について特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社グループは、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間との対比の記載はしておりません。

(1) 業績

当社グループは、医薬品開発を行う企業として成長を遂げるため、現在保有する創薬候補物の治験を着実に進めて行くことを重要な経営課題としています。当中間連結会計期間は、中国で第2相段階にある特発性肺線維症治療薬F647(IPF)と放射線性肺炎治療薬F647(RP)の治験を進めています。また、肝線維症治療薬F351については、第1相臨床試験の開始を準備しております。また、前年に続き、当社グループの有する遺伝子ネットワーク技術や先端ゲノム技術を利用して、複数の大手製薬企業との共同研究プロジェクトを日本及び中国で実施しています。

その結果、当中間連結会計期間の業績は、売上高117,110千円と順調に推移しました。一方、中国での治験費を始めとする研究開発費の増加、内部管理体制構築のためのコンピュータ関連費用及び人件費等の管理費用の増加により、営業損失は635,377千円、経常損失は664,726千円及び中間純損失は663,296千円となりました。

所在地別セグメントでみると、日本においての売上高は35,246千円、営業損失は584,361千円となりました。中国においての売上高は81,864千円、営業損失は55,018千円となりました。米国では当社グループのマーケティング活動などを行っており、営業利益は206千円がありました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は前連結会計年度末に比べ175,510千円減少し2,109,161千円となりました。当中間連結会計期間のキャッシュ・フローの概況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、451,133千円の支出となりました。主要な減少項目は税金等調整前中間純損失665,644千円であり、主要な増加項目は減価償却費32,280千円、のれん償却額38,732千円及び売上債権の減少32,125千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、497,444千円の支出となりました。これは主に、Shanghai Genomicis, Inc.の持分の追加取得のため477,874千円を支出したことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、772,254千円の収入となりました。これは主に公募増資による株式の発行収入818,124千円を計上したことによります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの業務は、業務の性質上生産として把握することが困難であるため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、受注実績の記載はしておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
研究開発収入等	117,110	—
合計	117,110	—

(注) 1 当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)
富山化学工業株式会社	25,000	21.3
Eli Lilly and Company	24,615	21.0
Centocor Research & Development	17,277	14.8
NW Organon	14,312	12.2

2 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

(1) 事業環境の変化

ポストゲノム時代と称され、ゲノム創薬、遺伝子治療、テラーメード医療などゲノム情報を活用した新たな治療法や治療薬に対する期待感が高まっております。

その背景として、90年代に発売された製薬企業各社の薬剤が2010年前後に相次いで特許切れを起こすという、いわゆる「2010年問題」が存在します。製薬企業は、今までの主力大型新薬依存型の収益構造を速やかに変革しなければならないと同時に、後継新薬の早期開発が求められております。これは国内のみならず、欧米の巨大製薬企業でも同様の状況です。

一方で短期的には、薬価改定によって大幅な薬価の引下げが行われ、国内医薬品市場の成長は鈍化の兆しを見せております。製薬企業では将来の収益源を確保するために、新薬の効率的開発が急務になっております。しかし、新薬開発に有効な手段と考えられているゲノム的研究手法においては、従来の化合物探索に加えて、ターゲット探索等のプロセスが追加されることでコストが非常に高くなり、研究開発費用が年々上昇を見せています。またコストが大きい割には、未だ大きな成果が出ていないのが実情です。

さらに、高額の研究開発費をかけて臨床試験の段階に到達しても、副作用によって治験がストップしてしまうという例が後を絶ちません。この副作用リスクの高まりから、リスク回避傾向が強まり、全く新

しいメカニズムを持つリスクの高い新薬よりはすでに承認を得ている既存薬を別な疾患への適用で再度申請する事例が増えております。

(2) 当社グループを巡る経営課題

当社グループにとっての対処すべき課題として、以下のように考えております。

1) 中国における創薬候補物の治験の進捗

当社グループはShanghai Genomics, Inc. 社の買収以降、「アジアに患者の多い疾患の治療薬開発」というビジョンを掲げて、まず、中国で肺線維症治療薬（F647）の治験を開始し、現在、第2相臨床試験を行っております。また、肝線維症治療薬（F351）は、第1相臨床試験の開始を準備しております。これらの創薬候補物の治験を着実に進めて行くことが、重要と考えております。

2) 中国における薬剤製造販売体制の構築

中国で、F647が承認された場合、自社で製造・販売を行う計画です。このため、F647の上市の時期を見据えて、製造設備への投資、販売網の構築等の準備を進めることが、今後の大きな課題となります。

3) 日本での臨床開発体制の構築

当社グループは、F351の日本市場への導入を目指しています。このために、臨床試験を行うための専任部門、専任者を、日本に配置しなければなりません。体制を構築した後、日本での前臨床試験、臨床試験を進めることができます。今後の大きな課題となります。

4) アウトライセンス・インライセンス交渉の推進

中国、日本では基本的に自社開発を目指していますが、欧米市場に関しては、アウトライセンスを基本的な戦略として位置づけています。当社グループの保有するパイプラインの内、F351を対象に欧米の製薬会社との交渉を開始し成功させることができることが、非常に重要です。

また、欧米の製薬会社から創薬候補物をインライセンスすることで、パイプラインの拡充を目指すことが重要であると考えています。

5) 遺伝子ネットワークや先端ゲノム技術による共同研究の拡大

当社グループが保有する遺伝子ネットワークや先端ゲノム技術等を活用して、さらなる大手製薬企業との共同研究プロジェクトの獲得を目指します。こうした活動は、当社の将来価値を拡大するものと考えています。

4 【経営上重要な契約等】

当中間連結会計期間において締結した重要な契約等の概要は、以下のとおりであります。

1. 当社について

(1) 技術導入

契約書名	共同研究契約書
契約先	国立大学法人九州大学
契約締結日	平成19年4月11日
契約期間	平成19年4月1日から平成20年3月31日
主な契約内容	多細胞生物を対象とした解析システム構築をする契約。これまでの微生物を対象としたDNAチップによる発現プロファイル収集と情報科学処理による制御ネットワークの構築をベースに一層の遺伝子発現プロファイル収集技術とデータ処理法の確立を行う。共同研究費用として総額5,000千円を支払う。

契約書名	共同研究契約書
契約先	国立大学法人九州大学
契約締結日	平成19年4月11日
契約期間	平成19年4月1日から平成20年3月31日
主な契約内容	培養細胞を用いた遺伝子プロファイリングに関する研究。生命現象を理解し創薬に役立てる為に、基礎データとしての遺伝子発現制御ネットワークの同定が必要とされている。本研究では、遺伝子発現ネットワーク同定に必要な培養細胞の薬剤処理、遺伝子ノックダウン方法等の最適化を行い、データ収集法の確立を行う。共同研究費用として総額5,000千円を支払う。

契約書名	Collaboration Agreement
契約先	University of Cambridge
契約締結日	平成19年6月26日
契約期間	平成19年8月1日から平成20年7月31日
主な契約内容	ケンブリッジ大学の保有する特許（"Methods for Determining the Response of Cells to VEGF and Uses Thereof" PCT/GB03/00534, "Methods of Diagnosis" GB0400976.7）について商業的活用を目的とした共同研究を行う契約。内皮細胞培養他。共同研究費用として年額£401,473を支払う。

5 【研究開発活動】

当社グループは、研究開発の重点疾患領域を(i)癌及び(ii)炎症としております。Shanghai Genomics, Inc. の創業者は癌研究に強みを持ち、一方、英国ケンブリッジ大学に所属する当社の創業科学者は、炎症に関する研究で注目される血管内皮細胞研究の専門家であります。当社の創薬パイプラインは、この両研究グループの独自性並びに補完性によって、今後新しい遺伝子ターゲットや創薬候補物を輩出して行くものと期待されます。また同時に、これらのターゲットの絞り込みや実証研究の基盤技術になるのが(iii)遺伝子ネットワークであり、当社グループは創薬に適したネットワーク技術の研究開発に注力しております。研究開発部門に所属する人員は平成19年9月30日現在、70名です。うち、7名が日本、63名が中国で研究活動を行っております。現時点において以下のような研究開発活動を実施しており、当中間連結会計期間において研究開発費の総額は246,380千円であります。なお、当社グループは遺伝子ネットワークによる創薬事業会社として、同一セグメントに属する事業を行っているため、事業の種類別セグメントの該

当事項はございません。

当社グループは現在、抗癌剤、抗炎症剤の研究開発に加え、最新のバイオ技術とスーパーコンピュータなどのITを効果的に組み合わせて、血管内皮細胞の遺伝子ネットワークの構築を行っております。

肺線維症治療薬（F647）については、2つの適応症の臨床試験を行っております。放射線性肺炎（RP）は、中国において平成17年5月より第1相臨床試験を実施し、同年12月より第2相臨床試験を開始しております。また、特発性肺線維症（IPF）については、平成18年2月に第2相臨床試験を開始しております。

肝線維症治療薬（F351）については、中国において、平成18年12月に新薬治験申請を行い、第1相臨床試験の開始の準備をしております。

遺伝子ネットワークの構築および解析に関する研究については、主要なプロジェクトを共同研究として実施しております。九州大学久原研究室は実験と情報処理が融合した研究室であり、独自のマイクロアレイ技術・解析手法の開発を行っております。東京大学医科学研究所宮野研究室ではゲノム解析用の革新的なコンピュータアルゴリズムを開発すると同時に、実験設計、統計解析などを進めております。元々ケンブリッジ大学で共同研究を行ってきた3人の科学者、Stephen Smith博士（スティーブン・スマス：当社取締役、現英国インペリアルカレッジ医学部校長）、Stephen Charnock-Jones博士（現英國ケンブリッジ大学）、並びにCristin Print博士（現ニュージーランド・オークランド大学）らは、血管内皮細胞を中心とした病理学のエキスパートであり、特にアポトーシスメカニズム、遺伝子機能分析・評価に関して動物モデル等を用いた研究を行っております。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当中間連結会計期間中に、本社事務所を移転し、以下の設備を取得しました。

平成19年9月30日現在

事業所名	所在地	設備の内容	帳簿価額			従業員 (人)
			建物附属設備 (千円)	工具器具備品 (千円)	合計 (千円)	
本社	東京都千代田区	統括業務施設	8,153	7,384	15,538	14

(注) 1 本社は賃借物件で、その概要は次のとおりです。

事業所名	所在地	年間賃貸料（千円）	床面積	賃借先
本社	東京都千代田区霞ヶ関	18,127	199.74m ²	三井不動産株式会社

2 上記の他、主要なリース設備の増設として、以下のものがあります。

設備の内容	設置場所	リース期間	年間リース料（千円）
統括業務用 I T 設備	渋谷データセンター（東京都渋谷区）	36か月	14,400

3 金額には消費税等は含まれておりません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	243,527,000
計	243,527,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	70,881,831	70,881,831	東京証券取引所 (マザーズ)	—
計	70,881,831	70,881,831	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成15年6月19日臨時株主総会決議および平成15年6月19日取締役会決議(第1回新株予約権)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	500(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4.732	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年6月20日 至 平成24年3月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4.732 資本組入額 2,366	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

- ①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社、当社の子会社または当社の関係会社(Gene Networks, Inc. を含む。)の取締役または従業員の地位にあることを要するものとする。但し、当該地位を失った後も3ヶ月(身体または精神の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該地位を失った時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。
- ②新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。
- ③1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- ④新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。
「権利行使可能数」とは、平成14年3月1日の1年後の応答日の翌日において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を継承するときを除く)、(ii)当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべて行使することができる。
- ⑤その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成16年6月29日取締役会決議(第5回新株予約権)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,061(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,061,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55	同左
新株予約権の行使期間	①優遇税制適用の場合 自 平成18年7月1日 至 平成26年6月29日 ②優遇税制適用外の場合 自 平成17年7月1日 至 平成26年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55 資本組入額 27.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

①1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

②(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、(ii)当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

③その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成16年7月12日取締役会決議(第5回新株予約権プランB)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	20(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成26年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55 資本組入額 27.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

- ① 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- ② (i) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、(ii) 当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。
- ③ その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成16年12月6日取締役会決議(第5回新株予約権プランC)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	5(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成26年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55 資本組入額 27.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

- ① 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- ② (i) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、(ii)当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。
- ③ その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成17年1月18日取締役会決議(第5回新株予約権プランD)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	100(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	55	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成26年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 55 資本組入額 27.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

- ① 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- ② (i) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、(ii)当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。
- ③ その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成17年4月15日取締役会決議（第5回新株予約権プランE）

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	15(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	65	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年4月16日 至 平成26年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 65 資本組入額 32.5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

- ① 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- ② (i) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、(ii)当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。
- ③ その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成16年6月29日定時株主総会決議および平成17年6月13日取締役会決議(第5回新株予約権プランF)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	493(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	493,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110	同左
新株予約権の行使期間	①優遇税制適用の場合 自 平成19年6月28日 至 平成26年6月29日 ②優遇税制適用外の場合 自 平成18年6月28日 至 平成26年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110 資本組入額 55	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

①1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

②(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、(ii)当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

③その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成17年7月28日取締役会決議(第6回新株予約権プランA)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	2,000(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月29日 至 平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110 資本組入額 55	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

- ①1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- ②(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、(ii)当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべて行使することができる。
- ③その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成17年10月20日取締役会決議(第6回新株予約権プランB)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	120(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	120,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110	同左
新株予約権の行使期間	①優遇税制適用の場合 自 平成19年10月21日 至 平成27年6月30日 ②優遇税制適用外の場合 自 平成18年10月21日 至 平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110 資本組入額 55	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

①1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

②(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、(ii)当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

③その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成17年11月21日取締役会決議(第6回新株予約権プランC)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	108(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	108,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	110	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年11月22日 至 平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 110 資本組入額 55	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

- ① 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- ② (i) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、(ii)当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。
- ③ その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成18年1月20日取締役会決議(第6回新株予約権プランD)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	664(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	664,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	①優遇税制適用の場合 自 平成20年1月21日 至 平成27年6月30日 ②優遇税制適用外の場合 自 平成19年1月21日 至 平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

①1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

②(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、(ii)当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

③その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

平成17年6月30日定時株主総会決議および平成18年4月19日取締役会決議(第6回新株予約権プランE)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	286(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	286,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	①優遇税制適用の場合 自 平成20年4月20日 至 平成27年6月30日 ②優遇税制適用外の場合 自 平成19年4月20日 至 平成27年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

①1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

②(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、(ii)当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。

③その他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年6月20日取締役会決議(第7回新株予約権)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	20(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	一	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年6月21日 至 平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権行使することはできない。当社の取締役会が、新株予約権者との契約又は継続的取引関係の終了その他当社と新株予約権者との関係の変化により新株予約権の行使を認めると不適切であると認め、新株予約権の行使を認めない旨を決議し、当会社が新株予約権者に対し当該決議の通知を発したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権行使ができる。

②新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

③1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

④行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年4月28日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべて行使することができる。

⑤その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議(第8回新株予約権)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	55(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	55,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月15日 至 平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。ただし、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権を使用することができる。

②新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

③1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

④行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を使用することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年7月3日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべて行使することができる。

⑤その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議(第9回新株予約権)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	35(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月15日 至 平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。ただし、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権を使用することができる。

②新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

③1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

④行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を使用することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年7月27日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべて行使することができる。

⑤その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議(第10回新株予約権)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	8(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月15日 至 平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

②新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

③1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

④行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年7月18日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべて行使することができる。

⑤他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議(第11回新株予約権)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	35(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月15日 至 平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

- ①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権を使用することができる。
- ②新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。
- ③1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- ④行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を使用することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年8月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものをすべて行使することができる。
- ⑤他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

[前へ](#)

[次へ](#)

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議(第12回新株予約権)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	5(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月15日 至 平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

②新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

③1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

④行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年1月16日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべて行使することができる。

⑤他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議(第14回新株予約権)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	5(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	一	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月15日 至 平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。ただし、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権を使用することができる。

②新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

③1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

④行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を使用することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年3月13日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものをすべて行使することができる。

⑤その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

[前へ](#)

[次へ](#)

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議(第15回新株予約権)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	4(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月15日 至 平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権を使用することができる。

②新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

③1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

④行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を使用することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年3月16日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを使用することができる。

⑤その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議(第16回新株予約権)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	5(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月15日 至 平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

- ①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権を使用することができる。
- ②新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。
- ③1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- ④行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を使用することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年5月15日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものをすべて行使することができる。
- ⑤他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

[前へ](#)

[次へ](#)

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年8月14日取締役会決議(第17回新株予約権)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	10(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月15日 至 平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権行使することはできない。当社の取締役会が、新株予約権者との契約又は継続的取引関係の終了その他当社と新株予約権者との関係の変化により新株予約権の行使を認めることができると認め、新株予約権の行使を認めない旨を決議し、当会社が新株予約権者に対し当該決議の通知を発したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権行使することができる。

②新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

③1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

④行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年8月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべて行使することができる。

⑤その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年9月19日取締役会決議(第18回新株予約権)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	5(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年9月20日 至 平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

- ①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権を使用することができる。
- ②新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。
- ③1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- ④行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を使用することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年8月28日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものをすべて行使することができる。
- ⑤その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

[前へ](#)

[次へ](#)

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成18年11月16日取締役会決議(第19回新株予約権)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	50(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年11月17日 至 平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

- ①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権を使用することができる。
- ②新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。
- ③1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- ④行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を使用することができる。「権利行使可能数」とは、平成18年10月21日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものをすべて行使することができる。
- ⑤その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年3月13日取締役会決議(第20回新株予約権)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	44(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	44,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	220	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年3月14日 至 平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権を使用することができる。

②新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

③1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

④行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を使用することができる。「権利行使可能数」とは、平成19年1月22日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを使用することができる。

⑤その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

[前へ](#)

[次へ](#)

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年4月13日取締役会決議(第21回新株予約権)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	58(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	58,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	220	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年4月14日 至 平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。

②新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

③1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

④行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成19年4月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべて行使することができる。

⑤他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年5月14日取締役会決議(第22回新株予約権)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	18(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	220	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年5月15日 至 平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

- ①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権を使用することができる。
- ②新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。
- ③1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- ④行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を使用することができる。「権利行使可能数」とは、平成19年5月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものをすべて行使することができる。
- ⑤その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

[前へ](#)

[次へ](#)

平成18年6月20日定時株主総会決議および平成19年5月14日取締役会決議(第23回新株予約権)

区分	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	27(注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	220	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年5月15日 至 平成28年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 220 資本組入額 110	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。

2 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権行使することはできない。当社の取締役会が、新株予約権者との契約又は継続的取引関係の終了その他当社と新株予約権者との関係の変化により新株予約権の行使を認めることができると認め、新株予約権の行使を認めない旨を決議し、当会社が新株予約権者に対し当該決議の通知を発したときに行使資格を喪失したものとみなす。但し、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権行使することができる。

②新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記④により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。

③1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。

④行使期間を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成19年5月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべて行使することができる。

⑤その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年8月30日(注)	10,000,000	70,881,831	414,000	2,821,608	414,000	2,781,608

(注) 有償一般募集(ブックビルディング方式)

発行価格 90円

引受価額 82.80円

資本組入額 41.40円

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
Goldman Sachs International (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社) (注) 1	Peterborough Court 133 Fleet Street, London EC4A2BB, U.K. (東京都港区六本木6-10-1)	8,987,000	12.68
Bank of New York GCM, Client accounts E ISG (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	Peterborough Court 133 Fleet Street, London EC4A2BB, U.K. (東京都千代田区丸の内2-7-1)	4,655,000	6.57
佐保井 久理須	福岡県福岡市早良区	3,881,600	5.48
Healthcare Partners II LP	Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	3,830,000	5.40
イン・ルオ	Shanghai, P.R.China	3,665,600	5.17
ジュン・ウー	Shanghai, P.R.China	3,665,600	5.17
クリティカルテクノロジー一号 投資事業有限責任組合	東京都港区芝浦3-11-13	3,491,000	4.93
ラルクCCP7投資事業組合	東京都中央区日本橋兜町1-10	2,150,000	3.03
バイオテックヘルスケア一号投 資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門4-1-1	1,620,000	2.29
Raregold Ltd.	PO Box 393, 7-11 Britannia Place, Bath Street, St Helier, Jersey JE48, U.S.A.	1,527,000	2.15
計	—	37,472,800	52.87

(注) 1 次の法人から、当中間期中に大量保有報告書の提出があり（報告義務発生日 平成19年9月14日）、次のとおり株式を保有している旨報告を受けておりますが、当中間期末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」は、平成19年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
Goldman Sachs International (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社)	Peterborough Court 133 Fleet Street, London EC4A2BB, U.K. (東京都港区六本木6-10-1)	4,774,000	6.74

2 次の法人から、当中間期中に大量保有報告書の提出があり（報告義務発生日 平成19年8月31日）、次のとおり株式を所有している旨報告を受けておりますが、当中間期末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
Evolution Capital Management LLC	2425 Olympic Blvd. Suite 120E Santa Monica, CA90404, U.S.A.	6,500,000	9.17

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 70,874,000	70,874	(注)
単元未満株式	普通株式 7,831	—	—
発行済株式総数	70,881,831	—	—
総株主の議決権	—	70,874	—

(注) 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	—	—	—	—	96	90
最低(円)	—	—	—	—	74	57

(注) 1 株価は、東京証券取引所市場(マザーズ)におけるものであります。

2 当社株式は、平成19年8月31日から東京証券取引所市場(マザーズ)に上場されております。それ以前については、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券届出書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
代表取締役会長兼社長	-	佐保井 久理須	平成19年12月21日

(注) 佐保井氏は平成19年12月21日をもって当社顧問に就任しております。

(3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役会長兼社長	代表取締役社長C E O	佐保井 久理須	平成19年10月 1日
代表取締役C E O	代表取締役常務C O O	イン・ルオ	平成19年10月 1日
専務取締役C F O	代表取締役専務C F O	鈴木 勘一郎	平成19年10月 1日
専務取締役C S O	取締役C S O	ジュン・ウー	平成19年10月 1日
代表取締役社長兼C F O	専務取締役C F O	鈴木 勘一郎	平成19年12月21日

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (3) 当半期報告書は、最初に提出するものでありますので、前年同期との対比は行っておりません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)及び当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記番号	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金及び預金		2,109,161		2,284,672	
2 売掛金		78,375		110,605	
3 たな卸資産		120,025		113,269	
4 その他		80,875		156,680	
貸倒引当金		△1,825		△1,438	
流動資産合計		2,386,613	69.4	2,663,788	79.2
II 固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物附属設備		72,791		65,639	
減価償却累計額		△52,649	20,142	△46,270	19,369
(2) 機械及び装置		113,518		108,579	
減価償却累計額		△35,463	78,054	△29,256	79,323
(3) 工具器具備品		98,074		79,872	
減価償却累計額		△59,492	38,581	△51,900	27,972
有形固定資産合計		136,778	4.0	126,664	3.8
2 無形固定資産					
(1) のれん		596,823		232,394	
(2) ソフトウェア		52,175		44,368	
(2) その他		2,555		4,969	
無形固定資産合計		651,554	18.9	281,732	8.4
3 投資その他の資産					
(1) 出資金		145,690		145,690	
(2) 長期前払費用		92,648		103,859	
(3) その他		27,991		40,084	
投資その他の資産合計		266,331	7.7	289,635	8.6
固定資産合計		1,054,664	30.6	698,032	20.8
資産合計		3,441,277	100.0	3,361,820	100.0

		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)		金額(千円)	構成比(%)
(負債の部)						
I 流動負債						
1 買掛金		24,208			17,563	
2 一年以内返済予定の長期借入金		41,765			75,095	
3 未払金		124,877			61,139	
4 未払費用		52,193			52,299	
5 賞与引当金		9,655			—	
6 未払法人税等		7,380			8,826	
7 その他		56,978			23,641	
流動負債合計		317,059	9.2		238,564	7.1
II 固定負債						
1 長期借入金		54,020			66,560	
2 長期預り金		—			72,040	
固定負債合計		54,020	1.6		138,600	4.1
負債合計		371,079	10.8		377,165	11.2
(純資産の部)						
I 株主資本						
1 資本金		2,821,608	82.0		2,407,608	71.6
2 資本剰余金		2,781,608	80.8		2,367,608	70.5
3 利益剰余金		△2,572,253	△74.7		△1,908,956	△56.8
株主資本合計		3,030,962	88.1		2,866,259	85.3
II 評価・換算差額等						
為替換算調整勘定		39,235	1.1		40,604	1.2
評価・換算差額等合計		39,235	1.1		40,604	1.2
III 少数株主持分		—	—		77,791	2.3
純資産合計		3,070,197	89.2		2,984,654	88.8
負債純資産合計		3,441,277	100.0		3,361,820	100.0

② 【中間連結損益計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	百分比(%)	金額(千円)	百分比(%)
I 売上高	※1, 2	117, 110	100.0	247, 819	100.0
II 売上原価		44, 046	37.6	133, 761	54.0
売上総利益		73, 063	62.4	114, 057	46.0
III 販売費及び一般管理費		708, 441	604.9	1, 028, 741	415.1
営業損失		635, 377	△542.5	914, 683	△369.1
IV 営業外収益					
1 受取利息		2, 709		1, 638	
2 為替差益		2, 616		637	
3 補助金収入		3, 122		2, 239	
4 先物為替予約評価益		—		13, 949	
5 その他		124	8, 573	3, 018	21, 483
V 営業外費用					
1 支払利息		2, 776		6, 107	
2 株式交付費		21, 694		7, 165	
3 資金調達費用		13, 119		4, 422	
4 先物為替予約評価損		106		—	
5 和解金		—		7, 500	
6 その他		224	37, 922	4, 294	29, 490
経常損失		664, 726	△567.6		922, 690
VI 特別利益	※3	—	—	2, 060	2, 060
固定資産売却益		—			0.8
VII 特別損失	※4	918	918	—	—
固定資産除却損		918	0.8		
税金等調整前 中間(当期)純損失		665, 644	△568.4	920, 630	△371.5
法人税、住民税 及び事業税		991	0.8	2, 027	0.8
少数株主利益又は 少数株主損失(△)		△3, 338	△2.8	11, 188	4.5
中間(当期)純損失		663, 296	△566.4	933, 845	△376.8

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

項目	株主資本				評価・ 換算差額等 為替換算 調整勘定	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計			
平成19年3月31日残高(千円)	2,407,608	2,367,608	△1,908,956	2,866,259	40,604	77,791	2,984,654
中間連結会計期間中の変動額							
中間純損失	—	—	△663,296	△663,296	—	—	△663,296
新株の発行	414,000	414,000	—	828,000	—	—	828,000
株主資本以外の項目の中間 連結会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	△1,369	△77,791	△79,160
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)	414,000	414,000	△663,296	164,703	△1,369	△77,791	85,542
平成19年9月30日残高(千円)	2,821,608	2,781,608	△2,572,253	3,030,962	39,235	—	3,070,197

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

項目	株主資本				評価・ 換算差額等 為替換算 調整勘定	少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計			
平成18年3月31日残高(千円)	1,487,108	1,447,108	△975,111	1,959,104	31,744	63,392	2,054,241
連結会計年度中の変動額							
当期純損失	—	—	△933,845	△933,845	—	—	△933,845
新株の発行	920,500	920,500	—	1,841,000	—	—	1,841,000
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	8,860	14,398	23,259
連結会計年度中の変動額合計 (千円)	920,500	920,500	△933,845	907,154	8,860	14,398	930,413
平成19年3月31日残高(千円)	2,407,608	2,367,608	△1,908,956	2,866,259	40,604	77,791	2,984,654

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記番号	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
1 税金等調整前中間(当期)純損失		△665,644	△920,630
2 減価償却費		32,280	54,720
3 のれん償却額		38,732	77,464
4 賞与引当金増減額(△:減少)		9,836	—
5 受取利息		△2,709	△1,638
6 支払利息		2,776	6,107
7 株式交付費		21,694	7,165
8 資金調達費用		13,119	4,422
9 固定資産売却益		—	△2,060
10 売上債権の増減額(△:増加)		32,125	△32,309
11 たな卸資産の増減額(△:増加)		△6,441	13,549
12 仕入債務の増減額(△:減少)		6,702	8,320
13 その他流動資産の増減額(△:増加)		39	△10,860
14 その他流動負債の増減額(△:減少)		53,813	23,802
15 その他		14,444	△2,716
小計		△449,229	△774,660
16 利息の受取額		2,709	1,638
17 利息の支払額		△2,630	△5,996
18 法人税等の支払額		△1,982	△1,921
営業活動によるキャッシュ・フロー		△451,133	△780,939
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 有形固定資産の取得による支出		△17,167	△34,849
2 有形固定資産の売却による収入		—	4,052
3 無形固定資産の取得による支出		△14,491	△24,712
4 連結子会社出資金の追加取得による支出		△477,874	—
5 持分の取得による支出		—	△145,690
6 その他		12,089	15,008
投資活動によるキャッシュ・フロー		△497,444	△186,191

		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 長期借入れによる収入		—	100,000
2 長期借入金の返済による支出		△45,870	△75,020
3 株式の発行による収入		818,124	1,829,411
財務活動によるキャッシュ・フロー		772,254	1,854,391
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		813	3,240
V 現金及び現金同等物の増減額（△：減少）		△175,510	890,501
VI 現金及び現金同等物の期首残高		2,284,672	1,394,170
VII 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	※1	2,109,161	2,284,672

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項 すべての子会社を連結しております。 連結子会社の数 2社 連結子会社の名称 GNI USA, Inc. Shanghai Genomics, Inc.	1 連結の範囲に関する事項 同左
2 持分法の適用に関する事項 非連結子会社及び関連会社がないため該当事項はありません。	2 持分法の適用に関する事項 同左
3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 Shanghai Genomics, Inc. の中間決算日は6月30日であり、上記は中間連結決算日（平成19年9月30日現在）で実施した仮決算に基づく中間財務諸表を使用しております。なお、当中間連結会計期間より中国新企業会計準則に基づき作成しております。	3 連結子会社の決算日等に関する事項 Shanghai Genomics, Inc. の決算日は12月31日であり、上記は連結決算日（平成19年3月31日現在）で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。なお、中国では平成19年1月1日から新企業会計準則が適用されておりますが、当連結会計年度（平成19年3月期）については旧企業会計準則に基づいて作成しております。
4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 (イ) デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 当社は時価法を採用しております。 (ロ) たな卸資産 原材料・貯蔵品・仕掛品 当社は、原材料については先入先出法による原価法を、仕掛品については個別法による原価法を、採用しております。 在外連結子会社のうち、Shanghai Genomics, Inc. は移動平均法による低価法を採用しております。 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 (イ) 有形固定資産 当社及び在外連結子会社GNI USA, Inc. は定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物附属設備 3～15年 工具器具備品 3～6年 在外連結子会社であるShanghai Genomics, Inc. は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物附属設備 3～5年 機械及び装置 5～10年 工具器具備品 5年	4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 (イ) デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 同左 (ロ) たな卸資産 原材料・貯蔵品・仕掛品 当社は、先入先出法による原価法を採用しております。 在外連結子会社のうち、Shanghai Genomics, Inc. は移動平均法による低価法を採用しております。 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 (イ) 有形固定資産 当社及び在外連結子会社GNI USA, Inc. は定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物附属設備 3～15年 工具器具備品 3～6年 在外連結子会社であるShanghai Genomics, Inc. は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物附属設備 3～5年 機械及び装置 5～10年 工具器具備品 5年

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(会計方針の変更) 当中間連結会計期間より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。 (ロ)無形固定資産 当社及び連結子会社は定額法を採用しております。なお、販売用ソフトウェアについては見込販売可能期間（3年）、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。 在外連結子会社であるShanghai Genomics, Inc.は自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2年）に基づいております。 (ハ)長期前払費用 在外連結子会社であるShanghai Genomics, Inc.が資産計上しているテクニカル・ノウハウを、長期前払費用として計上しております。償却期間は10年による定額法を採用しております。	
(3)重要な引当金の計上基準 (イ)貸倒引当金 当社および連結子会社は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (ロ)賞与引当金 在外連結子会社であるShanghai Genomics, Inc.は、期末賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当中間連結会計期間における負担額を計上しております。	(3)重要な引当金の計上基準 (イ)貸倒引当金 同左 (ロ)賞与引当金 _____
(4)重要な繰延資産の処理方法 株式交付費 支出時に全額費用処理しております。 (5)重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(4)重要な繰延資産の処理方法 株式交付費 同左 (5)重要なリース取引の処理方法 同左
(6)その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 (イ)消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	(6)その他連結財務諸表作成のための重要な事項 (イ)消費税等の会計処理 同左

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(口)在外子会社の会計処理基準</p> <p>在外子会社の採用する会計基準は、現地において一般に公正妥当と認められている会計処理基準に従っております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>在外連結子会社であるShanghai Genomics, Inc.は、前連結会計年度までは、政府から受け取った拠出金を「長期預り金」に計上し、拠出金の目的たるプロジェクトの技術研究等に要する費用を流動資産「その他」に計上していました。</p> <p>当中間連結会計期間より、中国新企業会計準則に基づき、政府から受け取った拠出金を営業外収益に計上し、この拠出金の目的たるプロジェクトの技術研究等に要する費用を販売費及び一般管理費に計上する方法に会計方針を変更しております。</p> <p>これに伴い、従来の方法によった場合と比べ、営業損失が8,496千円、経常損失、税金等調整前中間純損失が5,373千円増加しております。なお、セグメント情報に与える影響額は当該箇所に記載しております。</p>	<p>(口)在外子会社の会計処理基準</p> <p>在外子会社の採用する会計基準は、現地において一般に公正妥当と認められている会計処理基準に従っております。</p> <p>在外連結子会社であるShanghai Genomics, Inc.において、技術改良、技術研究等に用途を特定して、政府から受取った拠出金は、連結貸借対照表の「長期預り金」に計上しております。</p> <p>この拠出金の目的たるプロジェクトの技術研究等に要する費用は、連結貸借対照表の流動資産「その他」に計上され、当該プロジェクトが完了し、政府の検査及び承認を得た後に「長期預り金」と相殺されています。</p>
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	5 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等 当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は2,906,863千円であります。</p> <p>連結財務諸表規則の改正による連結貸借対照表の表示に関する変更は以下のとおりであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前連結会計年度における「資本の部」は、当連結会計年度から「純資産の部」となり、「純資産の部」は「株主資本」、「評価・換算差額等」及び「少数株主持分」に分類して表示しております。 2 前連結会計年度において独立掲記しておりました「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」は当連結会計年度においては「株主資本」の内訳科目として表示しております。 3 前連結会計年度において「利益剰余金」の次に表示しておりました「為替換算調整勘定」は、当連結会計年度から「評価・換算差額等」の内訳科目として表示しております。 4 前連結会計年度において「負債の部」の次に表示しておりました「少数株主持分」は、当連結会計年度から「純資産の部」の内訳科目として独立掲記しております。
	<p>繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い 当連結会計年度から、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>
	<p>ストック・オプション等に関する会計基準等 当連結会計年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>

追加情報

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(スプレッド方式の公募増資による新株式の発行)	
平成19年8月30日を払込期日とする公募増資（ブックビルディング方式）による新株式の発行は、引受証券会社が引受価額で買取引受を行い、これを引受価額と異なる発行価格で一般投資家に販売するスプレッド方式によっております。	
スプレッド方式では、発行価格と引受価額との差額72,000千円が事実上の引受手数料であり、引受価額と同一の発行価格で一般投資家に販売する従来の方式であれば株式交付費として処理されたものであります。	
このため従来の方式によった場合に比べ、株式交付費の額と資本金および資本準備金の合計額は、それぞれ72,000千円少なく計上され、その結果、経常損失および税金等調整前中間純損失は同額少なく計上されております。	

注記事項

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主な費用及び金額は次のとおりであります。	※1 販売費及び一般管理費のうち主な費用及び金額は次のとおりであります。
役員報酬 33,187千円	役員報酬 54,399千円
従業員給与 82,054千円	顧問料 115,793千円
減価償却費 27,291千円	減価償却費 46,950千円
貸倒引当金繰入額 389千円	貸倒引当金繰入額 589千円
のれん償却額 38,732千円	のれん償却額 77,464千円
賞与引当金繰入額 9,836千円	従業員給与 115,988千円
研究開発費 246,380千円	旅費交通費 52,377千円
_____	_____
_____	_____
※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。	※2 一般管理費に含まれる研究開発費 384,531千円
建物附属設備 282千円	機械及び装置 2,060千円
工具器具備品 635千円	_____
合計 918千円	_____

[次へ](#)

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	60,881	10,000	—	70,881

(変動事由の概要)

普通株式の当期増加は、平成19年8月30日付で公募増資を行ったことによります。

2 新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (千株)				当中間連結会計期間末残高 (千円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末	
提出会社	第1回	普通株式	500	—	—	500	—
	第5回	普通株式	1,061	—	—	1,061	—
	第5回プランB	普通株式	20	—	—	20	—
	第5回プランC	普通株式	5	—	—	5	—
	第5回プランD	普通株式	100	—	—	100	—
	第5回プランE	普通株式	15	—	—	15	—
	第5回プランF	普通株式	493	—	—	493	—
	第6回プランA	普通株式	2,000	—	—	2,000	—
	第6回プランB	普通株式	120	—	—	120	—
	第6回プランC(注1)	普通株式	108	—	—	108	—
	第6回プランD	普通株式	664	—	—	664	—
	第6回プランE	普通株式	286	—	—	286	—
	第7回	普通株式	20	—	—	20	—
	第8回(注1)	普通株式	55	—	—	55	—
	第9回(注1)	普通株式	35	—	—	35	—
	第10回(注1)	普通株式	8	—	—	8	—
	第11回(注1)	普通株式	35	—	—	35	—
	第12回(注1)	普通株式	5	—	—	5	—
	第14回(注1)	普通株式	5	—	—	5	—
	第15回(注1)	普通株式	4	—	—	4	—
	第16回(注1)	普通株式	5	—	—	5	—
	第17回	普通株式	10	—	—	10	—
	第18回(注1)	普通株式	5	—	—	5	—
	第19回(注1)	普通株式	50	—	—	50	—
	第20回(注1)	普通株式	44	—	—	44	—
	第21回(注1、2)	普通株式	—	58	—	58	—
	第22回(注1、2)	普通株式	—	18	—	18	—
	第23回(注1、2)	普通株式	—	27	—	27	—
合計			5,653	103	—	5,756	—

(注) 1 権利行使期間の初日が到来しておりません。

2 増加は新株予約権発行によるものであります。

[次へ](#)

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	51,731	9,150	—	60,881

(変動事由の概要)

普通株式の当期増加は、平成18年4月17日および平成18年12月1日付で第三者割当増資を行ったことによります。

2 新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (千株)				当連結会計年度末残高 (千円)
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回	普通株式	500	—	—	500	—
	第4回(注4)	普通株式	150	—	150	—	—
	第5回	普通株式	1,061	—	—	1,061	—
	第5回プランB	普通株式	20	—	—	20	—
	第5回プランC	普通株式	5	—	—	5	—
	第5回プランD	普通株式	100	—	—	100	—
	第5回プランE(注1)	普通株式	15	—	—	15	—
	第5回プランF(注3)	普通株式	516	—	23	493	—
	第6回プランA(注1)	普通株式	2,000	—	—	2,000	—
	第6回プランB	普通株式	120	—	—	120	—
	第6回プランC(注1、3)	普通株式	153	—	45	108	—
	第6回プランD(注1)	普通株式	664	—	—	664	—
	第6回プランE(注1、2)	普通株式	—	286	—	286	—
	第7回(注1、2)	普通株式	—	20	—	20	—
	第8回(注1、2)	普通株式	—	55	—	55	—
	第9回(注1、2)	普通株式	—	35	—	35	—
	第10回(注1、2)	普通株式	—	8	—	8	—
	第11回(注1、2)	普通株式	—	35	—	35	—
	第12回(注1、2)	普通株式	—	5	—	5	—
	第13回(注1、2、3)	普通株式	—	4	4	—	—
	第14回(注1、2)	普通株式	—	5	—	5	—
	第15回(注1、2)	普通株式	—	4	—	4	—
	第16回(注1、2)	普通株式	—	5	—	5	—
	第17回(注1、2)	普通株式	—	10	—	10	—
	第18回(注1、2)	普通株式	—	5	—	5	—
	第19回(注1、2)	普通株式	—	50	—	50	—
	第20回(注1、2)	普通株式	—	44	—	44	—
合計			5,304	571	222	5,653	—

- (注) 1 権利行使期間の初日が到来しておりません。
- 2 増加は新株予約権発行によるものであります。
- 3 減少は従業員の退職に伴う消却によるものであります。
- 4 減少は契約による失効に伴うものであります。

[前へ](#)

[次へ](#)

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)								
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係</p> <p>(平成19年9月30日現在) (千円)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>2,109,161</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>2,109,161</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	2,109,161	現金及び現金同等物	2,109,161	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係</p> <p>(平成19年3月31日現在) (千円)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td>2,284,672</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>2,284,672</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	2,284,672	現金及び現金同等物	2,284,672
現金及び預金勘定	2,109,161								
現金及び現金同等物	2,109,161								
現金及び預金勘定	2,284,672								
現金及び現金同等物	2,284,672								

(リース取引関係)

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に関する注記	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に関する注記																																
①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計 額相当額 (千円)</th> <th>中間期末 残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>86,204</td> <td>24,939</td> <td>61,265</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>13,235</td> <td>2,945</td> <td>10,290</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>99,440</td> <td>27,884</td> <td>71,555</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却累計 額相当額 (千円)	中間期末 残高相当額 (千円)	工具器具備品	86,204	24,939	61,265	ソフトウェア	13,235	2,945	10,290	合計	99,440	27,884	71,555	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計 額相当額 (千円)</th> <th>期末残高 相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>57,746</td> <td>11,362</td> <td>46,384</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>5,693</td> <td>948</td> <td>4,744</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>63,440</td> <td>12,311</td> <td>51,128</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却累計 額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	工具器具備品	57,746	11,362	46,384	ソフトウェア	5,693	948	4,744	合計	63,440	12,311	51,128
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累計 額相当額 (千円)	中間期末 残高相当額 (千円)																														
工具器具備品	86,204	24,939	61,265																														
ソフトウェア	13,235	2,945	10,290																														
合計	99,440	27,884	71,555																														
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累計 額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)																														
工具器具備品	57,746	11,362	46,384																														
ソフトウェア	5,693	948	4,744																														
合計	63,440	12,311	51,128																														
②未経過リース料中間期末残高相当額	②未経過リース料期末残高相当額																																
<table> <tr> <td>1年以内</td> <td>32,249千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>41,257千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>73,507千円</td> </tr> </table>	1年以内	32,249千円	1年超	41,257千円	合計	73,507千円	<table> <tr> <td>1年以内</td> <td>20,553千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>31,341千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>51,894千円</td> </tr> </table>	1年以内	20,553千円	1年超	31,341千円	合計	51,894千円																				
1年以内	32,249千円																																
1年超	41,257千円																																
合計	73,507千円																																
1年以内	20,553千円																																
1年超	31,341千円																																
合計	51,894千円																																
③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																																
<table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>17,626千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>15,573千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>3,238千円</td> </tr> </table>	支払リース料	17,626千円	減価償却費相当額	15,573千円	支払利息相当額	3,238千円	<table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>13,456千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>12,311千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>1,911千円</td> </tr> </table>	支払リース料	13,456千円	減価償却費相当額	12,311千円	支払利息相当額	1,911千円																				
支払リース料	17,626千円																																
減価償却費相当額	15,573千円																																
支払利息相当額	3,238千円																																
支払リース料	13,456千円																																
減価償却費相当額	12,311千円																																
支払利息相当額	1,911千円																																
④減価償却費相当額の算定方法	④減価償却費相当額の算定方法																																
リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっております。	同左																																
⑤利息相当額の算定方法	⑤利息相当額の算定方法																																
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同左																																

[前へ](#) [次へ](#)

(有価証券関係)

当中間連結会計期間末（平成19年9月30日）および前連結会計年度末（平成19年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

取引の時価に関する事項

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(1) 通貨関連

区分	種類	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)				前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			
		契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の取引	為替予約 取引 買建 人民元	100,000	—	99,517	△155	100,000	—	99,334	△48
合計		100,000	—	99,517	△155	100,000	—	99,334	△48

当中間連結会計期間

(注) 時価の算定方法

中間期末の時価は先物為替相場を基に、
算定しております。

前連結会計年度

(注) 時価の算定方法

期末の時価は先物為替相場を基に、
算定しております。

(ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 当該中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

費用計上はありません。

2. ストック・オプションの内容及び規模

	第21回新株予約権	第22回新株予約権	第23回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	従業員 5名 子会社の従業員 5名	従業員 2名	社外の協力先 3名
株式の種類及び付与数	普通株式 58,000株	普通株式 18,000株	普通株式 27,000株
付与日	平成19年4月13日	平成19年5月14日	平成19年5月14日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>		
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成21年4月14日 至 平成28年6月20日	自 平成21年5月15日 至 平成28年6月20日	自 平成20年5月15日 至 平成28年6月20日
権利行使価格(円)	220	220	220
付与日における公正な評価単価(円)(注)	—	—	—

(注) 公正な評価単価に代え、本源的価値の見積もりによっております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 当該連結会計年度における費用計上額及び科目名

費用計上はありません。

2. ストック・オプションの内容及び規模

第6回新株予約権プランE			
付与対象者の区分及び人数	従業員 3名	子会社の従業員 3名	社外の協力先 5名
株式の種類及び付与数	普通株式 286,000株		
付与日	平成18年4月19日		
権利確定条件	①1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。 ②(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき（ただし、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く）、(ii)当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、または(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。 ③他の権利の行使の条件は、新株予約権発行の株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。		
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。		
権利行使期間	①優遇税制適用の場合 自 平成20年4月20日 至 平成27年6月30日 ②優遇税制適用外の場合 自 平成19年4月20日 至 平成27年6月30日		
権利行使価格(円)	140		
付与日における公正な評価単価(円)(注)	—		

(注) 会社法の施行日前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。

	第7回新株予約権	第8回～第16回新株予約権	第17回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	社外の協力先 1名	従業員 4名 子会社の従業員 7名	社外の協力先 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 20,000株	普通株式 156,000株	普通株式 10,000株
付与日	平成18年6月20日	平成18年8月14日	平成18年8月14日
権利確定条件	新株予約権者は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権行使することはできない。 他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。		
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成19年6月21日 至 平成28年6月20日	自 平成20年8月15日 至 平成28年6月20日	自 平成19年8月15日 至 平成28年6月20日
権利行使価格(円)	140	140	140
付与日における公正な評価単価(円)(注)	—	—	—

(注) 公正な評価単価に代え、本源的価値の見積もりによっております。

	第18回新株予約権	第19回新株予約権	第20回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	従業員 1名	従業員 1名	従業員 1名 子会社の従業員 5名
株式の種類及び付与数	普通株式 5,000株	普通株式 50,000株	普通株式 44,000株
付与日	平成18年9月19日	平成18年11月16日	平成19年3月13日
権利確定条件	<p>新株予約権者は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権者は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>	<p>新株予約権者は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権行使することはできない。</p> <p>その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成20年9月20日 至 平成28年6月20日	自 平成20年11月17日 至 平成28年6月20日	自 平成21年3月14日 至 平成28年6月20日
権利行使価格(円)	140	140	220
付与日における公正な評価単価(円)(注)	—	—	—

(注) 公正な評価単価に代え、本源的価値の見積もりによっております。

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)および前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社及び連結子会社は、遺伝子ネットワークによる創薬事業会社として、同一セグメントに属する事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	日本 (千円)	中国 (千円)	米国 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	35,246	81,864	—	117,110	—	117,110
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	166,906	6,325	173,231	(173,231)	—
計	35,246	248,770	6,325	290,342	(173,231)	117,110
営業費用	619,608	303,788	6,119	929,516	(177,028)	752,488
営業利益 又は営業損失(△)	△584,361	△55,018	206	△639,174	3,796	△635,377

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1)中国

(2)米国

3 会計方針の変更

在外連結子会社であるShanghai Genomics, Inc.は、前連結会計年度までは、政府から受け取った拠出金を「長期預り金」に計上し、拠出金の目的たるプロジェクトの技術研究等に要する費用を流動資産「その他」に計上しておりました。

当中間連結会計期間より、中国新企業会計準則に基づき、政府から受け取った拠出金を営業外収益に計上し、この拠出金の目的たるプロジェクトの技術研究等に要する費用を販売費及び一般管理費に計上する方法に会計方針を変更しております。

これに伴い、従来の方法によった場合と比べ、「中国」の営業損失が8,496千円増加しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	日本 (千円)	中国 (千円)	米国 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	103,975	143,844	—	247,819	—	247,819
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	305,003	14,750	319,753	(319,753)	—
計	103,975	448,847	14,750	567,572	(319,753)	247,819
営業費用	985,829	484,506	14,146	1,484,482	(321,978)	1,162,503
営業利益 又は営業損失(△)	△881,854	△35,659	604	△916,909	2,225	△914,683

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1)中国

(2)米国

【海外売上高】

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	中国	東南アジア	米国	欧州	その他	計
I 海外売上高(千円)	12,797	24,615	26,205	18,028	508	82,155
II 連結売上高(千円)	—	—	—	—	—	117,110
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	10.9	21.0	22.4	15.4	0.5	70.2

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 中国
- (2) 東南アジア・・・シンガポール
- (3) 米国
- (4) 欧州・・・オランダ、スイスなど
- (5) その他・・・イスラエル

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	中国	東南アジア	米国	欧州	その他	計
I 海外売上高(千円)	31,472	33,954	44,428	32,185	2,120	144,160
II 連結売上高(千円)	—	—	—	—	—	247,819
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	12.7	13.7	17.9	13.0	0.9	58.2

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) 中国
- (2) 東南アジア・・・シンガポール
- (3) 米国
- (4) 欧州・・・オランダ、フランスなど
- (5) その他・・・イスラエル

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

4 従来、「その他の地域」に含めて表示しておりました「欧州」への売上高は、金額の重要性

が高まったため、当連結会計年度から区分表示しております。前連結会計年度における「欧州」への売上高は、8,989千円で連結売上高に占める割合は5.3%でありました。

(1 株当たり情報)

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 43円31銭	1株当たり純資産額 47円75銭
1株当たり中間純損失金額 10円60銭	1株当たり当期純損失金額 16円64銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間(当期)純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間(当期)純損失(千円)	663,296	933,845
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間(当期)純損失(千円)	663,296	933,845
普通株式の期中平均株式数(株)	62,575,820	56,108,132
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権28種類(新株予約権の数5,756個) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権25種類(新株予約権の数5,653個) なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																												
	<p>(1) 新株予約権の発行</p> <p>平成18年6月20日に開催された第5期定時株主総会における特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件の決議にもとづき、平成19年4月13日開催の取締役会において、新株予約権の発行を決議いたしました。その概要は次のとおりであります。</p> <p>第21回新株予約権</p> <table> <tbody> <tr> <td>① 新株予約権の数</td> <td>58個</td> </tr> <tr> <td>② 新株予約権のうち自己新株予約権の数</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>③ 新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>④ 新株予約権の目的となる株式の数</td> <td>58,000株</td> </tr> <tr> <td>⑤ 新株予約権の行使時の払込金額</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>⑥ 新株予約権の行使期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 平成21年4月14日から平成28年6月20日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 上記1により定められる行使期間の始期にかかるわらず、下記⑧4但書に定める事由が生じた場合には、⑧4但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発行価格220円 資本組入額110円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 新株予約権の行使の条件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。ただし、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記4により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記4により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	① 新株予約権の数	58個	② 新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	③ 新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	④ 新株予約権の目的となる株式の数	58,000株	⑤ 新株予約権の行使時の払込金額	220円	⑥ 新株予約権の行使期間		1 平成21年4月14日から平成28年6月20日まで		2 上記1により定められる行使期間の始期にかかるわらず、下記⑧4但書に定める事由が生じた場合には、⑧4但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。		⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		発行価格220円 資本組入額110円		⑧ 新株予約権の行使の条件		1 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。ただし、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記4により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。		2 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記4により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。		3 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。	
① 新株予約権の数	58個																												
② 新株予約権のうち自己新株予約権の数	—																												
③ 新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式																												
④ 新株予約権の目的となる株式の数	58,000株																												
⑤ 新株予約権の行使時の払込金額	220円																												
⑥ 新株予約権の行使期間																													
1 平成21年4月14日から平成28年6月20日まで																													
2 上記1により定められる行使期間の始期にかかるわらず、下記⑧4但書に定める事由が生じた場合には、⑧4但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。																													
⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																													
発行価格220円 資本組入額110円																													
⑧ 新株予約権の行使の条件																													
1 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。ただし、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記4により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。																													
2 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記4により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。																													
3 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。																													

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>4 上記⑥の1を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成19年4月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>5 その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p> <p>⑨ 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>⑩ 代用払込みに関する事項 該当事項なし</p> <p>⑪ 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 該当事項なし</p> <p>(2) 新株予約権の発行 平成18年6月20日に開催された第5期定時株主総会における特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件の決議にもとづき、平成19年5月14日開催の取締役会において、新株予約権の発行を決議いたしました。その概要是次のとおりであります。</p>

当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)																														
	<p>第22回新株予約権</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">① 新株予約権の数</td><td style="width: 30%; text-align: right;">18個</td></tr> <tr> <td>② 新株予約権のうち自己新株予約権の数</td><td style="text-align: right;">—</td></tr> <tr> <td>③ 新株予約権の目的となる株式の種類</td><td style="text-align: right;">普通株式</td></tr> <tr> <td>④ 新株予約権の目的となる株式の数</td><td style="text-align: right;">18,000株</td></tr> <tr> <td>⑤ 新株予約権の行使時の払込金額</td><td style="text-align: right;">220円</td></tr> <tr> <td>⑥ 新株予約権の行使期間</td><td></td></tr> <tr> <td>　　1 平成21年 5月 15日から平成28年 6月 20日まで</td><td></td></tr> <tr> <td>　　2 上記1により定められる行使期間の始期にかかるわらず、下記⑧4但書に定める事由が生じた場合には、⑧4但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。</td><td></td></tr> <tr> <td>⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td><td></td></tr> <tr> <td>　　発行価格220円 資本組入額110円</td><td></td></tr> <tr> <td>⑧ 新株予約権の行使の条件</td><td></td></tr> <tr> <td>　　1 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。ただし、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記4により権利行使可能となっている新株予約権行使することができる。</td><td></td></tr> <tr> <td>　　2 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記4により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</td><td></td></tr> <tr> <td>　　3 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</td><td></td></tr> <tr> <td>　　4 上記⑥の1を条件に、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成19年5月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、(i)当社が消</td><td></td></tr> </table>	① 新株予約権の数	18個	② 新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	③ 新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	④ 新株予約権の目的となる株式の数	18,000株	⑤ 新株予約権の行使時の払込金額	220円	⑥ 新株予約権の行使期間		1 平成21年 5月 15日から平成28年 6月 20日まで		2 上記1により定められる行使期間の始期にかかるわらず、下記⑧4但書に定める事由が生じた場合には、⑧4但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。		⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		発行価格220円 資本組入額110円		⑧ 新株予約権の行使の条件		1 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。ただし、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記4により権利行使可能となっている新株予約権行使することができる。		2 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記4により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。		3 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。		4 上記⑥の1を条件に、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成19年5月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、(i)当社が消	
① 新株予約権の数	18個																														
② 新株予約権のうち自己新株予約権の数	—																														
③ 新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式																														
④ 新株予約権の目的となる株式の数	18,000株																														
⑤ 新株予約権の行使時の払込金額	220円																														
⑥ 新株予約権の行使期間																															
1 平成21年 5月 15日から平成28年 6月 20日まで																															
2 上記1により定められる行使期間の始期にかかるわらず、下記⑧4但書に定める事由が生じた場合には、⑧4但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。																															
⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																															
発行価格220円 資本組入額110円																															
⑧ 新株予約権の行使の条件																															
1 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。ただし、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記4により権利行使可能となっている新株予約権行使することができる。																															
2 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記4により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。																															
3 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。																															
4 上記⑥の1を条件に、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成19年5月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、(i)当社が消																															

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																								
	<p>減会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>5 その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p> <p>⑨ 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>⑩ 代用払込みに関する事項 該当事項なし</p> <p>⑪ 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 該当事項なし</p> <p>第23回新株予約権</p> <table> <tr> <td>① 新株予約権の数</td> <td style="text-align: right;">27個</td> </tr> <tr> <td>② 新株予約権のうち自己新株予約権の数</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>③ 新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td style="text-align: right;">普通株式</td> </tr> <tr> <td>④ 新株予約権の目的となる株式の数</td> <td style="text-align: right;">27,000株</td> </tr> <tr> <td>⑤ 新株予約権の行使時の払込金額</td> <td style="text-align: right;">220円</td> </tr> <tr> <td>⑥ 新株予約権の行使期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 平成20年5月15日から平成28年6月20日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 上記1により定められる行使期間の始期にかかるわらず、下記⑧4但書に定める事由が生じた場合には、⑧4但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発行価格220円 資本組入額110円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 新株予約権の行使の条件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。 当社の取締役会が、新株予約権者との契約又は継続的取引関係の終了その他当社と新株予約権者との関係の変化により新株予約権の行使を認めることが不適切であると認め、新株予約権の行使を認めない旨を決議し、当会社</td> <td></td> </tr> </table>	① 新株予約権の数	27個	② 新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	③ 新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	④ 新株予約権の目的となる株式の数	27,000株	⑤ 新株予約権の行使時の払込金額	220円	⑥ 新株予約権の行使期間		1 平成20年5月15日から平成28年6月20日まで		2 上記1により定められる行使期間の始期にかかるわらず、下記⑧4但書に定める事由が生じた場合には、⑧4但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。		⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		発行価格220円 資本組入額110円		⑧ 新株予約権の行使の条件		1 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。 当社の取締役会が、新株予約権者との契約又は継続的取引関係の終了その他当社と新株予約権者との関係の変化により新株予約権の行使を認めることが不適切であると認め、新株予約権の行使を認めない旨を決議し、当会社	
① 新株予約権の数	27個																								
② 新株予約権のうち自己新株予約権の数	—																								
③ 新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式																								
④ 新株予約権の目的となる株式の数	27,000株																								
⑤ 新株予約権の行使時の払込金額	220円																								
⑥ 新株予約権の行使期間																									
1 平成20年5月15日から平成28年6月20日まで																									
2 上記1により定められる行使期間の始期にかかるわらず、下記⑧4但書に定める事由が生じた場合には、⑧4但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。																									
⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																									
発行価格220円 資本組入額110円																									
⑧ 新株予約権の行使の条件																									
1 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。 当社の取締役会が、新株予約権者との契約又は継続的取引関係の終了その他当社と新株予約権者との関係の変化により新株予約権の行使を認めることが不適切であると認め、新株予約権の行使を認めない旨を決議し、当会社																									

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>が新株予約権者に対し当該決議の通知を発したときに行使資格を喪失したものとみなす。ただし、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記4により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</p> <p>2 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記4により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</p> <p>3 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>4 上記⑥の1を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。</p> <p>「権利行使可能数」とは、平成19年5月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>5 その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p> <p>⑨ 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>⑩ 代用払込みに関する事項 該当事項なし</p> <p>⑪ 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 該当事項なし</p>

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																					
	<p>(3) 持分の取得による会社の買収</p> <p>Shanghai Genomics, Inc. 社を完全子会社化するために、当社はShanghai Genomics, Inc. 社の持分を追加取得いたします。追加取得につき平成19年6月18日に上海財産権取引所より財産権取引証明書が発行されたことで、持分取得に関する契約が確定しました。</p> <p>① 持分取得の相手会社の名称 上海創業投資有限公司(13.29%) 上海張江高科技園区開發股份有限公司(9.97%)</p> <p>② 買収する会社の名称、事業内容、規模 会社の名称 Shanghai Genomics, Inc. 事業内容 創薬開発ならびに生物化学的実験等の請負事業 事業規模(平成18年12月期)</p> <table> <tbody> <tr> <td>売上高</td> <td>332,695千円</td> <td>(2,178万人民元)</td> </tr> <tr> <td>売上総利益</td> <td>188,081千円</td> <td>(1,231万人民元)</td> </tr> <tr> <td>営業利益</td> <td>△41,842千円</td> <td>(273万人民元)</td> </tr> <tr> <td>経常利益</td> <td>△38,139千円</td> <td>(249万人民元)</td> </tr> <tr> <td>総資産額</td> <td>492,297千円</td> <td>(3,223万人民元)</td> </tr> <tr> <td>純資産額</td> <td>303,186千円</td> <td>(1,985万人民元)</td> </tr> <tr> <td>従業員数</td> <td>100人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 持分取得の時期 契約完了時に持分を取得</p> <p>④ 取得する持分の取得価額および取得後の持分比率 取得価額 486,477千円 (3,000万人民元) 持分比率 100%</p> <p>⑤ 支払資金の調達および支払方法 自己資金にて賄い、一括で銀行口座に振り込み</p>	売上高	332,695千円	(2,178万人民元)	売上総利益	188,081千円	(1,231万人民元)	営業利益	△41,842千円	(273万人民元)	経常利益	△38,139千円	(249万人民元)	総資産額	492,297千円	(3,223万人民元)	純資産額	303,186千円	(1,985万人民元)	従業員数	100人	
売上高	332,695千円	(2,178万人民元)																				
売上総利益	188,081千円	(1,231万人民元)																				
営業利益	△41,842千円	(273万人民元)																				
経常利益	△38,139千円	(249万人民元)																				
総資産額	492,297千円	(3,223万人民元)																				
純資産額	303,186千円	(1,985万人民元)																				
従業員数	100人																					

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記番号	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金及び預金		2,041,719		2,189,919	
2 売掛金		26,724		71,859	
3 原材料		5,264		4,444	
4 仕掛品		2,124		—	
5 前払費用		27,814		14,680	
6 未収入金		12,645		9,451	
7 前渡金		56,101		104,074	
8 その他	※1	11,205		6,988	
流動資産合計		2,183,599	60.9	2,401,418	72.4
II 固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物附属設備		12,821		5,877	
減価償却累計額		△ 2,018		△ 2,019	3,858
(2) 工具器具備品		62,335		46,759	
減価償却累計額		△ 35,795		△ 30,271	16,487
有形固定資産合計		37,343	1.0	20,345	0.6
2 無形固定資産					
(1) 商標権		135		146	
(2) ソフトウェア		50,102		44,225	
無形固定資産合計		50,238	1.4	44,371	1.3
3 投資その他の資産					
(1) 関係会社株式		0		0	
(2) 出資金		145,690		145,690	
(3) 関係会社出資金		1,143,583		665,708	
(4) 関係会社長期貸付金		16,445		18,114	
(5) 敷金		27,854		39,943	
貸倒引当金		△ 16,445		△ 18,114	
投資その他の資産合計		1,317,128	36.7	851,342	25.7
固定資産合計		1,404,709	39.1	916,059	27.6
資産合計		3,588,309	100.0	3,317,477	100.0

		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)			前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)		金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)						
I 流動負債						
1 買掛金		2,690			2,038	
2 一年以内返済予定の 長期借入金		41,765			75,095	
3 未払金		120,095			64,702	
4 未払費用		48,139			32,943	
5 前受金		29,291			—	
6 未払法人税等		6,755			8,826	
7 預り金		5,958			1,698	
8 その他		155			2,047	
流動負債合計		254,853	7.1		187,352	5.7
II 固定負債						
長期借入金		54,020			66,560	
固定負債合計		54,020	1.5		66,560	2.0
負債合計		308,873	8.6		253,912	7.7
(純資産の部)						
I 株主資本						
1 資本金		2,821,608	78.7		2,407,608	72.6
2 資本剰余金						
資本準備金		2,781,608		2,367,608		
資本剰余金合計		2,781,608	77.5		2,367,608	71.3
3 利益剰余金						
その他利益剰余金		△2,323,779		△1,711,650		
繰越利益剰余金						
利益剰余金合計		△2,323,779	△64.8		△1,711,650	△51.6
株主資本合計		3,279,436	91.4		3,063,565	92.3
純資産合計		3,279,436	91.4		3,063,565	92.3
負債純資産合計		3,588,309	100.0		3,317,477	100.0

② 【中間損益計算書】

		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		
区分	注記番号	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	
I 売上高		35,246	100.0	103,975	100.0	
II 売上原価		5,268	14.9	45,859	44.1	
売上総利益		29,978	85.1	58,115	55.9	
III 販売費及び一般管理費		614,339	1,743.0	939,969	904.0	
営業損失		584,361	△1,657.9	881,854	△848.1	
IV 営業外収益						
1 受取利息		2,376		1,962		
2 先物為替予約評価益		—		13,949		
3 経営指導料収入		5,987		—		
4 為替差益		1,925		—		
5 その他		66		1,178		
V 営業外費用				17,090	16.4	
1 支払利息		2,776		6,107		
2 株式交付費		21,694		7,165		
3 資金調達費用		13,119		4,422		
4 先物為替予約評価損		106		—		
5 和解金		—		7,500		
6 原材料除却損		—		3,079		
7 その他		186		236		
経常損失		37,884	107.5	28,511	27.4	
VI 特別利益						
貸倒引当金戻入益		1,668		2,642		
VII 特別損失				2,642	2.5	
固定資産除却損	※2	918	2.6	—	—	
税引前中間(当期)純損失		611,138	△1,733.9	890,632	△856.6	
法人税、住民税 及び事業税		991	2.8	2,027	1.9	
中間(当期)純損失		612,129	△1,736.7	892,659	△858.5	

③ 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

項目	株主資本				純資産合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
		資本準備金	その他利益剰余金			
平成19年3月31日残高(千円)	2,407,608	2,367,608	△1,711,650	3,063,565	3,063,565	
中間会計期間中の変動額						
中間純損失	—	—	△612,129	△612,129	△612,129	
新株の発行	414,000	414,000	—	828,000	828,000	
中間会計期間中の変動額合計(千円)	414,000	414,000	△612,129	215,870	215,870	
平成19年9月30日残高(千円)	2,821,608	2,781,608	△2,323,779	3,279,436	3,279,436	

前事業年度の株主資本等変動計算書(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

項目	株主資本				純資産合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
		資本準備金	その他利益剰余金			
平成18年3月31日残高(千円)	1,487,108	1,447,108	△818,990	2,115,225	2,115,225	
事業年度中の変動額						
当期純損失	—	—	△892,659	△892,659	△892,659	
新株の発行	920,500	920,500	—	1,841,000	1,841,000	
事業年度中の変動額合計(千円)	920,500	920,500	△892,659	948,340	948,340	
平成19年3月31日残高(千円)	2,407,608	2,367,608	△1,711,650	3,063,565	3,063,565	

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法 <p>(1) 有価証券 子会社株式 総平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) デリバティブ 時価法を採用しております。</p> <p>(3) たな卸資産 ① 原材料 先入先出法による原価法を採用しております。 ② 仕掛品 個別法による原価法を採用しております。</p>	1 資産の評価基準及び評価方法 <p>(1) 有価証券 子会社株式 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 ① 原材料 同左 ② 仕掛品</p>
2 固定資産の減価償却の方法 <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 3～15年 工具器具備品 3～6年 (会計方針の変更) 当中間会計期間より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、販売用ソフトウェアについては見込販売可能期間(3年)、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>	2 固定資産の減価償却の方法 <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 3～15年 工具器具備品 3～6年</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3 繰延資産の処理方法 <p>株式交付費 支出時に全額費用処理しております。</p>	3 繰延資産の処理方法 <p>株式交付費 同左</p>
4 引当金の計上基準 <p>貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等、特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	4 引当金の計上基準 <p>貸倒引当金 同左</p>

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>5 リース取引の処理方法</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>5 リース取引の処理方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p>
<p>6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理</p> <p>税抜方式によっております。</p>	<p>6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理</p> <p style="text-align: center;">同左</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等 当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は3,063,565千円であります。</p> <p>財務諸表等規則の改正による貸借対照表の表示に関する変更は以下のとおりであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 前事業年度における「資本の部」は、当事業年度から「純資産の部」となり、「純資産の部」は「株主資本」として表示しております。 2 前事業年度において独立掲記しておりました「資本金」、「資本剰余金」及び「利益剰余金」は当事業年度においては「株主資本」の内訳科目として表示しております。 3 前事業年度において「利益剰余金」の内訳科目として表示しておりました「当期未処理損失」は、当事業年度から「その他利益剰余金」の内訳科目である「繰越利益剰余金」として表示しております。
	<p>繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い 当事業年度から、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>
	<p>ストック・オプション等に関する会計基準等 当事業年度から「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>

追加情報

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(スプレッド方式の公募増資による新株式の発行)</p> <p>平成19年8月30日を払込期日とする公募増資（ブックビルディング方式）による新株式の発行は、引受証券会社が引受価額で買取引受を行い、これを引受価額と異なる発行価格で一般投資家に販売するスプレッド方式によっております。</p> <p>スプレッド方式では、発行価格と引受価額との差額72,000千円が事実上の引受手数料であり、引受価額と同一の発行価格で一般投資家に販売する従来の方式であれば株式交付費として処理されたものであります。</p> <p>このため従来の方式によった場合に比べ、株式交付費の額と資本金および資本準備金の合計額は、それぞれ72,000千円少なく計上され、その結果、経常損失および税引前中間純損失は同額少なく計上されております。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。</p>	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)								
<p>1 減価償却実施額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>6,814千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>8,063千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	6,814千円	無形固定資産	8,063千円	<p>1 減価償却実施額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>10,735千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>12,876千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	10,735千円	無形固定資産	12,876千円
有形固定資産	6,814千円								
無形固定資産	8,063千円								
有形固定資産	10,735千円								
無形固定資産	12,876千円								
<p>※2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物附属設備</td> <td>282千円</td> </tr> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>635千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>918千円</td> </tr> </table>	建物附属設備	282千円	工具器具備品	635千円	合計	918千円			
建物附属設備	282千円								
工具器具備品	635千円								
合計	918千円								

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に関する注記		リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に関する注記	
①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額		①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累計 額相当額 (千円)	中間期末 残高相当額 (千円)
工具器具備品	86,204	24,939	61,265
ソフトウェア	13,235	2,945	10,290
合計	99,440	27,884	71,555
②未経過リース料中間期末残高相当額		②未経過リース料期末残高相当額	
1年以内	32,249千円	1年以内	20,553千円
1年超	41,257千円	1年超	31,341千円
合計	73,507千円	合計	51,894千円
③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	17,626千円	支払リース料	13,456千円
減価償却費相当額	15,573千円	減価償却費相当額	12,311千円
支払利息相当額	3,238千円	支払利息相当額	1,911千円
④減価償却費相当額の算定方法		④減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法によっております。		同左	
⑤利息相当額の算定方法		⑤利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。		同左	

(有価証券関係)

当中間会計期間末（平成19年9月30日）および前事業年度末（平成19年3月31日）

子会社株式で時価のあるものはありません。

(1 株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 株当たり純資産額 46円27銭	1 株当たり純資産額 50円32銭
1 株当たり中間純損失金額 9円78銭	1 株当たり当期純損失金額 15円91銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間(当期)純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間(当期)純損失(千円)	612,129	892,659
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間(当期)純損失(千円)	612,129	892,659
普通株式の期中平均株式数(株)	62,575,820	56,108,132
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権28種類(新株予約権の数5,756個) なお、新株予約権の概要是「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権25種類(新株予約権の数5,653個) なお、新株予約権の概要是「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

[次へ](#)

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																								
<p>(1) 連結子会社の増資引受けの決議</p> <p>平成19年11月13日開催の当社取締役会において、当社の連結子会社であるShanghai Genomics, Inc.社の増資の引受け（当社全額出資）を、以下のとおり決議し、平成19年12月21日に払込を完了いたしました。</p> <p>① 中国子会社の増資の内容</p> <table> <tr> <td>増資額</td><td>515,337千円 (3,350万人民元)</td></tr> <tr> <td>増資後の 資本金</td><td>1,074,337千円 (7,650万人民元)</td></tr> <tr> <td>当社出資比率</td><td>増資前100% 増資後100%</td></tr> </table> <p>② 増資の資金の使途</p> <p>研究開発資金、運転資金</p> <p>③ 増資する会社の名称、事業内容等</p> <table> <tr> <td>会社の名称</td><td>Shanghai Genomics, Inc.</td></tr> <tr> <td>事業内容</td><td>創薬開発ならびに生物化学的 実験等の請負事業</td></tr> <tr> <td>従業員数</td><td>103名 (平成19年9月末日現在)</td></tr> </table>	増資額	515,337千円 (3,350万人民元)	増資後の 資本金	1,074,337千円 (7,650万人民元)	当社出資比率	増資前100% 増資後100%	会社の名称	Shanghai Genomics, Inc.	事業内容	創薬開発ならびに生物化学的 実験等の請負事業	従業員数	103名 (平成19年9月末日現在)	<p>(1) 新株予約権の発行</p> <p>平成18年6月20日に開催された第5期定期株主総会における特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件の決議にもとづき、平成19年4月13日開催の取締役会において、新株予約権の発行を決議いたしました。その概要は次のとおりであります。</p> <p>第21回新株予約権</p> <table> <tr> <td>① 新株予約権の数</td><td>58個</td></tr> <tr> <td>② 新株予約権のうち自己新株予約権 の数</td><td>—</td></tr> <tr> <td>③ 新株予約権の目的となる株式の種 類</td><td>普通株式</td></tr> <tr> <td>④ 新株予約権の目的となる株式の数</td><td>58,000株</td></tr> <tr> <td>⑤ 新株予約権の行使時の払込金額</td><td>220円</td></tr> <tr> <td>⑥ 新株予約権の行使期間</td><td></td></tr> <tr> <td>1 平成21年4月14日から平成28年6月20日まで</td><td></td></tr> <tr> <td>2 上記1により定められる行使期間の始期にか かわらず、下記⑧4但書に定める事由が生じた 場合には、⑧4但書の定めるところに従って、 新株予約権は行使され得るものとする。</td><td></td></tr> <tr> <td>⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組入額</td><td></td></tr> <tr> <td>発行価格220円 資本組入額110円</td><td></td></tr> <tr> <td>⑧ 新株予約権の行使の条件</td><td></td></tr> <tr> <td>1 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予 約権者」という。)は、権利行使時においても 当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社 の取締役、監査役若しくは従業員であることを 要し、その行使資格を失った場合には、新株予 約権行使することはできない。その地位を喪 失したときに行使資格を喪失したものとみな す。ただし、当該行使資格を失った後も3ヶ月 間(身体又は精神上の障害により当該地位を失 った場合には1年間)に限り、当該行使資格を 失った時点で下記4により権利行使可能とな っている新株予約権行使することができる。</td><td></td></tr> <tr> <td>2 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1 年間に限り、死亡した時点で下記4により権利 行使可能となっている新株予約権を、相続人が 行使することができる。</td><td></td></tr> <tr> <td>3 1個の新株予約権の一部につき行使すること はできない。</td><td></td></tr> </table>	① 新株予約権の数	58個	② 新株予約権のうち自己新株予約権 の数	—	③ 新株予約権の目的となる株式の種 類	普通株式	④ 新株予約権の目的となる株式の数	58,000株	⑤ 新株予約権の行使時の払込金額	220円	⑥ 新株予約権の行使期間		1 平成21年4月14日から平成28年6月20日まで		2 上記1により定められる行使期間の始期にか かわらず、下記⑧4但書に定める事由が生じた 場合には、⑧4但書の定めるところに従って、 新株予約権は行使され得るものとする。		⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組入額		発行価格220円 資本組入額110円		⑧ 新株予約権の行使の条件		1 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予 約権者」という。)は、権利行使時においても 当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社 の取締役、監査役若しくは従業員であることを 要し、その行使資格を失った場合には、新株予 約権行使することはできない。その地位を喪 失したときに行使資格を喪失したものとみな す。ただし、当該行使資格を失った後も3ヶ月 間(身体又は精神上の障害により当該地位を失 った場合には1年間)に限り、当該行使資格を 失った時点で下記4により権利行使可能とな っている新株予約権行使することができる。		2 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1 年間に限り、死亡した時点で下記4により権利 行使可能となっている新株予約権を、相続人が 行使することができる。		3 1個の新株予約権の一部につき行使すること はできない。	
増資額	515,337千円 (3,350万人民元)																																								
増資後の 資本金	1,074,337千円 (7,650万人民元)																																								
当社出資比率	増資前100% 増資後100%																																								
会社の名称	Shanghai Genomics, Inc.																																								
事業内容	創薬開発ならびに生物化学的 実験等の請負事業																																								
従業員数	103名 (平成19年9月末日現在)																																								
① 新株予約権の数	58個																																								
② 新株予約権のうち自己新株予約権 の数	—																																								
③ 新株予約権の目的となる株式の種 類	普通株式																																								
④ 新株予約権の目的となる株式の数	58,000株																																								
⑤ 新株予約権の行使時の払込金額	220円																																								
⑥ 新株予約権の行使期間																																									
1 平成21年4月14日から平成28年6月20日まで																																									
2 上記1により定められる行使期間の始期にか かわらず、下記⑧4但書に定める事由が生じた 場合には、⑧4但書の定めるところに従って、 新株予約権は行使され得るものとする。																																									
⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本組入額																																									
発行価格220円 資本組入額110円																																									
⑧ 新株予約権の行使の条件																																									
1 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予 約権者」という。)は、権利行使時においても 当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社 の取締役、監査役若しくは従業員であることを 要し、その行使資格を失った場合には、新株予 約権行使することはできない。その地位を喪 失したときに行使資格を喪失したものとみな す。ただし、当該行使資格を失った後も3ヶ月 間(身体又は精神上の障害により当該地位を失 った場合には1年間)に限り、当該行使資格を 失った時点で下記4により権利行使可能とな っている新株予約権行使することができる。																																									
2 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1 年間に限り、死亡した時点で下記4により権利 行使可能となっている新株予約権を、相続人が 行使することができる。																																									
3 1個の新株予約権の一部につき行使すること はできない。																																									

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>4 上記⑥の1を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。「権利行使可能数」とは、平成19年4月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべて行使することができる。</p> <p>5 その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p> <p>⑨ 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>⑩ 代用払込みに関する事項 該当事項なし</p> <p>⑪ 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 該当事項なし</p> <p>(2) 新株予約権の発行 平成18年6月20日に開催された第5期定時株主総会における特に有利な条件をもって発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件の決議にもとづき、平成19年5月14日開催の取締役会において、新株予約権の発行を決議いたしました。その概要是次のとおりであります。</p>

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																
	<p>第22回新株予約権</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">① 新株予約権の数</td><td style="width: 30%; text-align: right;">18個</td></tr> <tr> <td>② 新株予約権のうち自己新株予約権の数</td><td style="text-align: right;">—</td></tr> <tr> <td>③ 新株予約権の目的となる株式の種類</td><td style="text-align: right;">普通株式</td></tr> <tr> <td>④ 新株予約権の目的となる株式の数</td><td style="text-align: right;">18,000株</td></tr> <tr> <td>⑤ 新株予約権の行使時の払込金額</td><td style="text-align: right;">220円</td></tr> <tr> <td>⑥ 新株予約権の行使期間</td><td></td></tr> <tr> <td>　　1 平成21年5月15日から平成28年6月20日まで</td><td></td></tr> <tr> <td>　　2 上記1により定められる行使期間の始期にかかるわらず、下記⑧4但書に定める事由が生じた場合には、⑧4但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。</td><td></td></tr> <tr> <td>⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</td><td></td></tr> <tr> <td>　　発行価格220円 資本組入額110円</td><td></td></tr> <tr> <td>⑧ 新株予約権の行使の条件</td><td></td></tr> <tr> <td>　　1 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。ただし、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記4により権利行使可能となっている新株予約権行使することができる。</td><td></td></tr> <tr> <td>　　2 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記4により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</td><td></td></tr> <tr> <td>　　3 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</td><td></td></tr> <tr> <td>　　4 上記⑥の1を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権行使することができる。</td><td></td></tr> <tr> <td>　　「権利行使可能数」とは、平成19年5月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、</td><td></td></tr> </table>	① 新株予約権の数	18個	② 新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	③ 新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	④ 新株予約権の目的となる株式の数	18,000株	⑤ 新株予約権の行使時の払込金額	220円	⑥ 新株予約権の行使期間		1 平成21年5月15日から平成28年6月20日まで		2 上記1により定められる行使期間の始期にかかるわらず、下記⑧4但書に定める事由が生じた場合には、⑧4但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。		⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		発行価格220円 資本組入額110円		⑧ 新株予約権の行使の条件		1 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。ただし、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記4により権利行使可能となっている新株予約権行使することができる。		2 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記4により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。		3 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。		4 上記⑥の1を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権行使することができる。		「権利行使可能数」とは、平成19年5月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、	
① 新株予約権の数	18個																																
② 新株予約権のうち自己新株予約権の数	—																																
③ 新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式																																
④ 新株予約権の目的となる株式の数	18,000株																																
⑤ 新株予約権の行使時の払込金額	220円																																
⑥ 新株予約権の行使期間																																	
1 平成21年5月15日から平成28年6月20日まで																																	
2 上記1により定められる行使期間の始期にかかるわらず、下記⑧4但書に定める事由が生じた場合には、⑧4但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。																																	
⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額																																	
発行価格220円 資本組入額110円																																	
⑧ 新株予約権の行使の条件																																	
1 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の従業員、当社の子会社若しくは関係会社の取締役、監査役若しくは従業員であることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権行使することはできない。その地位を喪失したときに行使資格を喪失したものとみなす。ただし、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記4により権利行使可能となっている新株予約権行使することができる。																																	
2 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記4により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。																																	
3 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。																																	
4 上記⑥の1を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権行使することができる。																																	
「権利行使可能数」とは、平成19年5月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、																																	

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																						
	<p>(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべてを行使することができる。</p> <p>5 その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p> <p>⑨ 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>⑩ 代用払込みに関する事項 該当事項なし</p> <p>⑪ 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 該当事項なし</p> <p>第23回新株予約権</p> <table> <tr> <td>① 新株予約権の数</td> <td>27個</td> </tr> <tr> <td>② 新株予約権のうち自己新株予約権の数</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>③ 新株予約権の目的となる株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>④ 新株予約権の目的となる株式の数</td> <td>27,000株</td> </tr> <tr> <td>⑤ 新株予約権の行使時の払込金額</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>⑥ 新株予約権の行使期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 平成20年5月15日から平成28年6月20日まで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 上記1により定められる行使期間の始期にかかるわらず、下記⑧4但書に定める事由が生じた場合には、⑧4但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 発行価格220円 資本組入額110円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧ 新株予約権の行使の条件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。</td> <td></td> </tr> </table>	① 新株予約権の数	27個	② 新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	③ 新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	④ 新株予約権の目的となる株式の数	27,000株	⑤ 新株予約権の行使時の払込金額	220円	⑥ 新株予約権の行使期間		1 平成20年5月15日から平成28年6月20日まで		2 上記1により定められる行使期間の始期にかかるわらず、下記⑧4但書に定める事由が生じた場合には、⑧4但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。		⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 発行価格220円 資本組入額110円		⑧ 新株予約権の行使の条件		1 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。	
① 新株予約権の数	27個																						
② 新株予約権のうち自己新株予約権の数	—																						
③ 新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式																						
④ 新株予約権の目的となる株式の数	27,000株																						
⑤ 新株予約権の行使時の払込金額	220円																						
⑥ 新株予約権の行使期間																							
1 平成20年5月15日から平成28年6月20日まで																							
2 上記1により定められる行使期間の始期にかかるわらず、下記⑧4但書に定める事由が生じた場合には、⑧4但書の定めるところに従って、新株予約権は行使され得るものとする。																							
⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 発行価格220円 資本組入額110円																							
⑧ 新株予約権の行使の条件																							
1 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取引先、コンサルタント等の当社協力先の地位(以下「行使資格」という。)にあることを要し、その行使資格を失った場合には、新株予約権を行使することはできない。																							

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>当社の取締役会が、新株予約権者との契約又は継続的取引関係の終了その他当社と新株予約権者との関係の変化により新株予約権の行使を認めることが不適切であると認め、新株予約権の行使を認めない旨を決議し、当会社が新株予約権者に対し当該決議の通知を発したときに行使資格を喪失したものとみなす。ただし、当該行使資格を失った後も3ヶ月間(身体又は精神上の障害により当該地位を失った場合には1年間)に限り、当該行使資格を失った時点で下記4により権利行使可能となっている新株予約権を行使することができる。</p> <p>2 新株予約権者が死亡した場合には、死亡後1年間に限り、死亡した時点で下記4により権利行使可能となっている新株予約権を、相続人が行使することができる。</p> <p>3 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。</p> <p>4 上記⑥の1を条件として、新株予約権者は、既に行使した新株予約権の個数の累計が、それぞれの時点における権利行使可能数(以下に定義する。)を超えない限りにおいて、新株予約権を行使することができる。</p> <p>「権利行使可能数」とは、平成19年5月1日の1年後の応当日の翌日(以下「起算日」という。)において、割当を受けた新株予約権の4分の1に相当する数とし、以後これに、毎月、起算日と同一の日が到来するごとに、その翌日において割当を受けた新株予約権の48分の1に相当する数が加算される。ただし、(i)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除く)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のものすべて行使することができる。</p> <p>5 その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権付与契約に定めるところによる。</p> <p>⑨ 新株予約権の譲渡に関する事項 新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>⑩ 代用払込みに関する事項 該当事項なし</p> <p>⑪ 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 該当事項なし</p>

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																					
	<p>(3) 持分の取得による会社の買収</p> <p>Shanghai Genomics, Inc. 社を完全子会社化するために、当社はShanghai Genomics, Inc. 社の持分を追加取得いたします。追加取得につき平成19年6月18日に上海財産権取引所より財産権取引証明書が発行されたことで、持分取得に関する契約が確定しました。</p> <p>① 持分取得の相手会社の名称 上海創業投資有限公司(13.29%) 上海張江高科技園区開發股份有限公司(9.97%)</p> <p>② 買収する会社の名称、事業内容、規模 会社の名称 Shanghai Genomics, Inc. 事業内容 創薬開発ならびに生物化学的実験等の請負事業 事業規模(平成18年12月期)</p> <table> <tbody> <tr> <td>売上高</td> <td>332,695千円</td> <td>(2,178万人民元)</td> </tr> <tr> <td>売上総利益</td> <td>188,081千円</td> <td>(1,231万人民元)</td> </tr> <tr> <td>営業利益</td> <td>△41,842千円</td> <td>(273万人民元)</td> </tr> <tr> <td>経常利益</td> <td>△38,139千円</td> <td>(249万人民元)</td> </tr> <tr> <td>総資産額</td> <td>492,297千円</td> <td>(3,223万人民元)</td> </tr> <tr> <td>純資産額</td> <td>303,186千円</td> <td>(1,985万人民元)</td> </tr> <tr> <td>従業員数</td> <td>100人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 持分取得の時期 契約完了時に持分を取得</p> <p>④ 取得する持分の取得価額および取得後の持分比率 取得価額 486,477千円 (3,000万人民元) 持分比率 100%</p> <p>⑤ 支払資金の調達および支払方法 自己資金にて賄い、一括で銀行口座に振り込み</p>	売上高	332,695千円	(2,178万人民元)	売上総利益	188,081千円	(1,231万人民元)	営業利益	△41,842千円	(273万人民元)	経常利益	△38,139千円	(249万人民元)	総資産額	492,297千円	(3,223万人民元)	純資産額	303,186千円	(1,985万人民元)	従業員数	100人	
売上高	332,695千円	(2,178万人民元)																				
売上総利益	188,081千円	(1,231万人民元)																				
営業利益	△41,842千円	(273万人民元)																				
経常利益	△38,139千円	(249万人民元)																				
総資産額	492,297千円	(3,223万人民元)																				
純資産額	303,186千円	(1,985万人民元)																				
従業員数	100人																					

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資(ブックビルディング方式による募集)及び株式売出し(ブックビルディング方式による売出し)に係る有価証券届出書を平成19年7月31日関東財務局長に提出

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(1)に係る訂正届出書を平成19年8月14日、平成19年8月16日、平成19年8月17日及び平成19年8月22日関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書を平成19年10月5日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書を平成19年12月25日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社ジーエヌアイ
取締役会 御中

あづさ監査法人

指定社員 公認会計士 市川一郎 
業務執行社員

指定社員 公認会計士 金子寛人 
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイ及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社ジーエヌアイ

取締役会 御中

あづさ監査法人

指定社員 公認会計士 市 川 一 郎 
業務執行社員

指定社員 公認会計士 金 子 寛 人 
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーエヌアイの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジーエヌアイの平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は連結子会社の増資引受に係る払込を完了した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。